

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（岩沼市個人情報保護法施行条例の一部改正）

第5条 岩沼市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項から第8項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。